

意見募集要領

『東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例（案）の骨子』に対するパブリックコメントを実施します。

市では、現在、「東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例」の制定に向けて準備を進めています。

このたび、条例（案）の骨子を取りまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 条例の名称

東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例（案）

2 条例（案）の基本的な考え方

市における行政手続のうち、法令に基づく手続については、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の規定により、オンライン化することが既に可能となっています。

一方、条例等（条例及び規則）に基づく手続については、オンライン化を可能とする通則的な条例がないため、個々の条例等で必要な規定を整備する必要があります。

現在、市では、令和4年3月に策定した「第五次東大和市情報化推進計画」に基づき、行政のデジタル化を進めています。今後、行政手続のオンライン化をより一層推進するために、条例等に基づく手続についても、オンラインで可能となるよう、通則的な条例として本条例を制定するものです。

3 条例（案）の骨子の内容及び説明資料 ※別添

- (1) 目的
- (2) 定義
- (3) 電子情報処理組織による申請等
- (4) 電子情報処理組織による処分通知等
- (5) 電磁的記録による縦覧等
- (6) 電磁的記録による作成等
- (7) 適用除外
- (8) 添付書面等の省略
- (9) デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する状況の公表

4 ご意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 ご意見の提出期間

令和4年12月5日（月）から令和5年1月4日（水）まで（必着）
※期間終了後に提出されたご意見については、パブリックコメントへのご意見としてお受けできませんので予めご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ
- (2) 文書閲覧 総務部デジタル政策課（東大和市役所4階3番窓口）
※デジタル政策課での文書の閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

7 ご意見の提出先、方法及び提出様式

- (1) 提出先
総務部デジタル政策課（東大和市役所5階）
- (2) 提出方法
次のいずれかの方法により、提出してください。
 - ・書面の持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）
 - ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市 デジタル政策課宛て
 - ・FAX 042-563-5931
 - ・電子メール johokanri@city.higashiyamato.lg.jp
 - ・オンライン申請フォーム（以下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、記載のアドレスからアクセスしてください）。



<https://logoform.jp/form/VfYv/186848>

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しております。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人 住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、事業所等の名称、所在地及び代表者氏名

8 提出されたご意見等を公表する時期

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方等は、令和5年1月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表に当たっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

電話及び窓口での口頭によるご意見、上記7の(3)提出様式等に掲げる事項の明記がないご意見はお受けできません。また、ご意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。